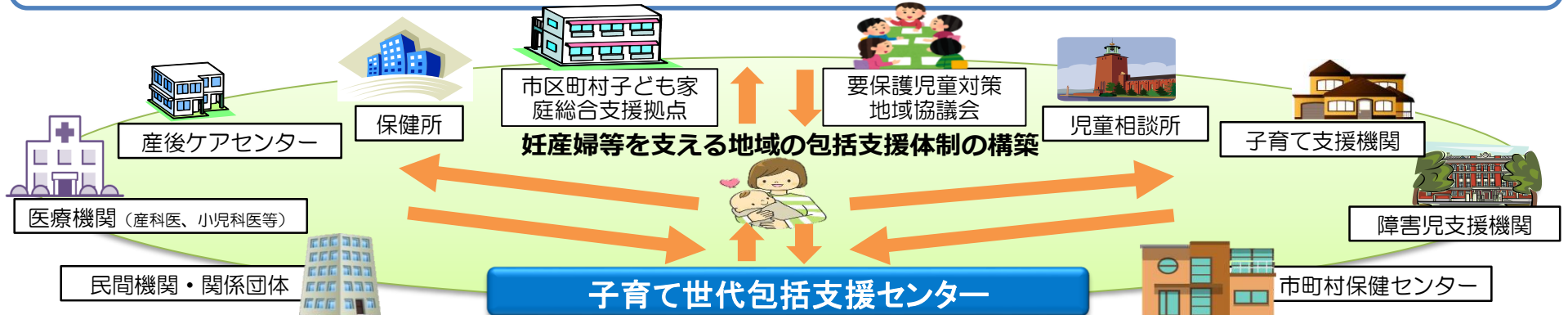


母子保健衛生対策の充実及び旧優生保  
護法に基づく優生手術等を受けた者に対  
する一時金の円滑な支給を図ること  
(施策番号Ⅶ-3-1)

添付資料

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
  - 実施市町村数：1,288市区町村、2,052か所（R2.4.1現在）



## 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

マネジメント（必須）

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- その他の専門職

- 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- 支援プランの策定
- 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整



## 困難事例への対応等の支援（R3～）

相談支援の強化（必須）

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- その他の専門職

- 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化
- 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

サービス（現業部門）	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児	母子保健
	妊娠に関する普及啓発	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート事業	産後ケア事業	産後ケア事業	<b>子育て支援策</b> ・保育所・認定こども園等 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院・養子縁組 ・その他子育て支援策
不妊相談	妊婦健診	産婦健診	乳幼児健診	乳幼児健診		
	両親学級等	産婦健診	産婦健診	産婦健診		
		乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	予防接種	
		養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業		

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

# 産後ケア事業の全国展開

R3予算額：42億円（R2予算額：27億円）

## 事業目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）。

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

## 実施主体等

○市区町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

## 事業の概要

### ○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

### ○実施方法・実施場所等

(1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。

(2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。

(3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

### ○実施担当者 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

### ○補助率等

（補助率：1/2）（R3基準額案：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円）

（利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収）

（平成26年度から、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は1,158市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助

# 産前・産後サポート事業

R3予算額：18億円（R2予算額：17億円）

## 事業目的等

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

## 実施主体

- 市区町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

## 対象者

- 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

## 事業の概要

### ○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- ⑥多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（拡充））
- ⑦妊産婦等への育児用品等による支援
- ⑧出産や子育てに悩む父親支援（新規）

### ○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ（パートナー）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス（参加）型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

### ○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等

（事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい）

### ○補助率等

（補助率：1/2）

（平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は579市町村において実施）

# 女性健康支援センター事業

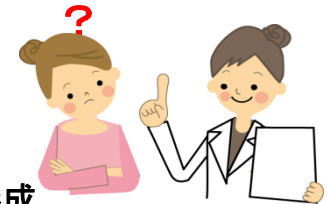
R3予算額：1.9億円（R2予算額：2.2億円）

## ○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

## ○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者  
(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



## ○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を

記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備(R3新規)**

## ○実施担当者・・・医師、保健師又は助産師等

## ○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国84カ所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独14カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、山形市、いわき市、福島市、水戸市、川越市、川口市、船橋市、八王子市、横須賀市、金沢市、甲府市、長野市、豊橋市、奈良市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

## ○補助率等 補助率：1/2 R3基準額(案)：158,700円(月額) 若年妊婦等に対する取組の強化に係る加算：172,100円(月額)

## ○相談実績 令和元年度：70,309件(内訳：電話44,870件、面接14,983件、メール9,994件、その他462件)

## ○相談内容

- ・女性の心身に関する相談(24,244件)
- ・妊娠・避妊に関する相談(22,094件)
- ・メンタルケア(18,052件)
- ・不妊に関する相談(9,562件)
- ・思春期の健康相談(6,768件)
- ・性感染症等(874件)
- ・婦人科疾患・更年期障害(4,414件)

# 産婦健康診査事業について

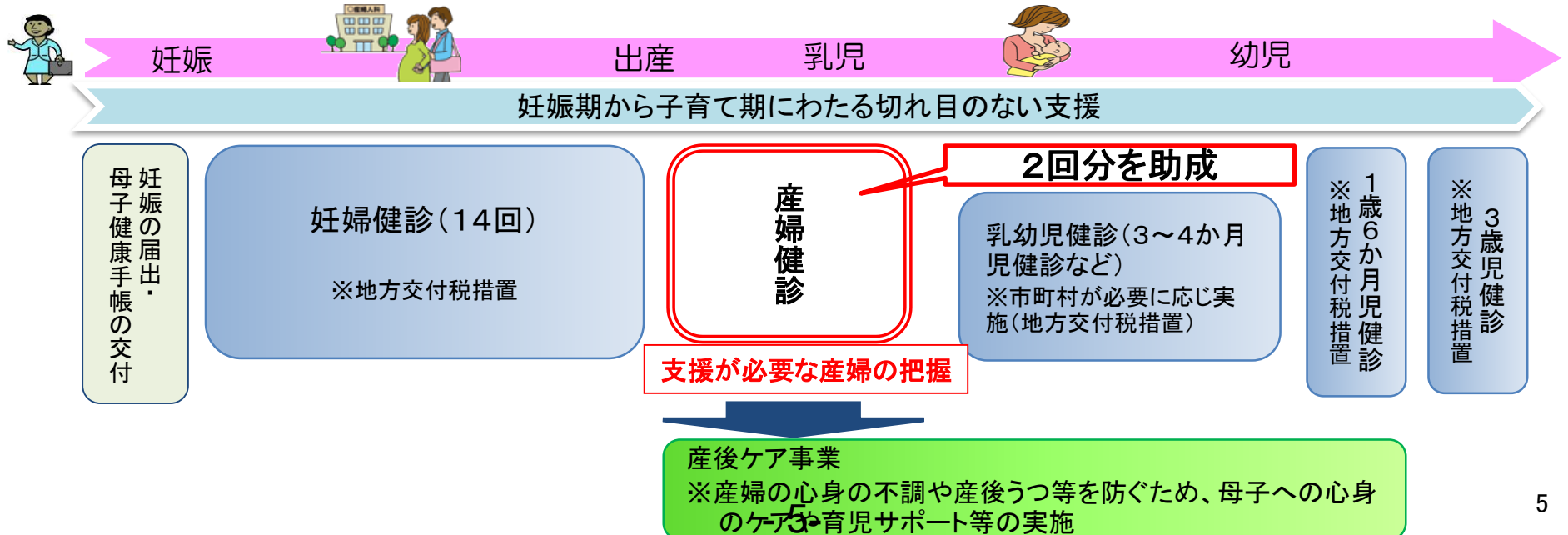
R3 予算額：18億円 (R2 予算額：18億円)  
(486,801件) (486,801件)

## 要旨

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

## 事業内容

- 地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。  
(実施主体:市町村、補助率:1/2、R3要求基準額(案):1回当たり5,000円)(令和2年度は867市町村において実施)  
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。
- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
  - (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
  - (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



# 不妊専門相談センター事業

## ○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 …… 不妊や不育症について悩む夫婦等

## ○ 事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

平成24年度より不妊専門相談センター内に「不育症相談窓口」を設置。  
全国76箇所(令和2年8月1日時点)

○ 実施担当者 …… 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所 (実施主体: 都道府県・指定都市・中核市)

全国81か所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独(3か所)含む

主に大学・大学病院・公立病院24か所、保健所28か所において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)不妊専門相談センターを平成31年度(2019年度)までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

## ○ 予算額等

令和3年度予算案 1億円

(令和2年度基準額474,500円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

## ○ 相談実績

令和元年度: 18,492件 (内訳: 電話9,369件、面接7,375件、メール1,638件、その他110件)

(電話相談) 医師 13%、助産師 45%、保健師 23%、その他(心理職など) 19%

(面接相談) 医師 37%、助産師 29%、保健師 15%、その他(心理職など) 19%

(メール相談) 医師 26%、助産師 44%、保健師 13%、その他(心理職など) 18%

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(7,720件) ・不妊症の検査・治療(4,778件) ・不妊の原因(1,447件)

・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,573件) ・家族に関すること(1,147件) ・不育症に関すること(464件)

・主治医や医療機関に対する不満(619件) ・世間の偏見や無理解による不満(400件) ・不妊治療と仕事の両立について(648件)